

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十二年二月十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年三月九日

財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十七回）
- 二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「入札」が行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによ
- 三 振替法の適用等
（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「入札」が行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによ
- 四 発行方法
（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「入札」が行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによ

五

募 入
法 入

イ

ロ

ハ

入札発競争	価格競争	・別加非	債市及国	行及国	争入札発	非争入	者・第I	特参加	国債市	札発行	非競争入	入札発競争	価格競争	募入決定の
-------	------	------	------	-----	------	-----	------	-----	-----	-----	------	-------	------	-------

る発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に
 行われる入札であつて、財務大臣
 が各国債市場特別参加者ごとに
 応募限度額を定めるものによる
 発行（以下「国債市場特別参加
 者・第I非価格競争入札発行」と
 いう。）及び価格競争入札の募入
 の決定をした後に行われる入札
 であつて、財務大臣が各国債市場
 特別参加者ごとに応募限度額を
 定めるものによる発行（以下「国
 債市場特別参加者・第II非価格競
 争入札発行」という。）

各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各申込みの応募額を案分により
 割り当てる。特別参加者ごとの応
 募限度額の範囲内において各申
 込みの応募額を割り当てる。

				十 十	九 八					二					ハ	口	
				イ 一													
				発 行 行	振 替 単 位					最 低 額 面 金							
争 入 札	非 価 格	者 ・ 第 I	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入 行	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格	行 行 日	行 争 入 札	非 競 争 入 札	者 ・ 第 II	特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行	非 競 争 入 札
十 一 銭	十 額 百 円 につ 九 十九 円 九	十 額 百 円 につ 九 十九 円 九	十 額 百 円 につ 九 十九 円 九	十 額 百 円 につ 九 十九 円 九	平 成 二 十 二 年 二 月 十 九 日	す 〃	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 の 金	振 替 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	三 千 四 百 二 十 七 億 九 千 百 二 十 一	万 円	三 千 四 百 二 十 七 億 九 千 百 二 十 一	万 円	千 九 百 三 十 二 億 二 千 五 百 九 十 四	二 十 三 億 八 千 七 百 八 十 四 万 九 千

十
三
二

の 経 入 価 ・ 別 債 行
払 過 札 格 第 参 市 及
込 利 発 競 II 加 場 び
み 子 率 行 争 非 者 特 国

十
四

初
期
利
子

(一) 年

○・五パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えた
式により算出した金額を第
十号の規定する期日に払い
込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5 \times 61}{100 \times 365}$$

(二)

発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のについては、前記の算式
のよりに算出した金額から該
金額（おたし、の二十金乗
時に、又は、外国債を発行
する者は、外国債の発行
に、又は、前記の算式による
出た金額に、(一)の算式
は、外国税人が適用を受ける
所得税の率を乗じた金額を
控除する。)

平
期
と
成
二
十
二
年
六
月
二
十
日
を
支
払
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し

た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{総面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十二年二月十九日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十六年十二月二十日	る利息を支払う。以前六月間に属す
					いて、その日以前六月間に属す
					日を支払期とし、各支払期にお
					毎を六月二十日及び十二月二十
					後第二期
					子の